

「健康宣言優良事業所」認定取得助成事業実施要綱

令和8年3月27日制定
(一社)宮崎県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「宮ト協」という）の会員事業者が全国健康保険協会宮崎支部（以下「協会けんぽ」という）と協調して積極的に社員の健康づくりに取り組むことで、健康課題の把握や健康づくり、運転者の確保・育成、生産性向上に寄与することを目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、宮ト協会員事業者であり、令和7年度中に協会けんぽに対し「健康宣言」を行い、令和8年度に「健康宣言優良事業所内定証（仮称）」を受けた会員事業者に対し、助成金を交付する。

ただし、令和7年度に「健康宣言」の助成金交付を受けた事業所は対象外とする。
前年度会費未納の事業者は助成対象としない。

(助成金額)

第3条 助成金の交付額は、当該年度の予算範囲内において、1会員あたり10,000円を助成する。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、宮ト協所定の様式「健康宣言優良事業所認定取得助成申請書」（様式1）に必要事項を記入押印の上、協会けんぽ「優良事業所内定証（仮称）」の写しを添えて宮ト協へ申請する。

(助成金の交付)

第5条 宮ト協は、会員事業者からの前条による申請を受けた場合は、その内容を確認し適正と認めるときは会員事業者へ助成金の交付を行う。

ただし、書類の最終提出期限は令和9年3月15日とし、期限内に予算額に達した場合、受付を終了する。

また、助成金支払日に事業者が宮ト協の会員資格を喪失している場合は、助成金を支払わない。

(附 則)

本要綱は令和8年4月1日より施行する。

(様式1)

令和 年 月 日

(一社) 宮崎県トラック協会
会長 牧田 信良 殿

住 所

会社名

代表者名

連絡先メールアドレス

「健康宣言優良事業所」認定取得助成申請書

1. 健康宣言優良事業所内定証交付日

令和 年 月 日

2. 認定に伴う取り組み内容（該当項目をチェック）

- 健診を 100%受診します【必須】
- 「要精密検査」「要治療」者への受診勧奨【必須】
- 特定保健指導該当者への特定保健指導の実施【必須】
- 食生活の改善助言（具体策：)
- 運動習慣の推進（具体策：)
- こころの健康（具体策：)
- 禁煙や受動喫煙対策（具体策：)
- 適正な飲酒習慣（具体策：)

添付書類

- ・健康宣言優良事業所内定証（仮称）の写し